

## JA 高知県の男女の賃金差異に関する実績

	令和 7 年度	令和 6 年度
<b>全労働者</b>	<b>86.1%</b>	84.5%
うち正規雇用労働者	94.2%	93.3%
うち非正規雇用労働者	87.8%	87.8%

※（女性の平均年間賃金）÷（男性の平均年間賃金）より割合を算出

（注釈・説明）

対象期間 ： 令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

非正規雇用労働者 ： 限定一般職員、嘱託職員、契約職員、パートタイム職員

（パートタイム職員は 0.7 人役で換算）

男女の賃金の差異の要因として考え得る事象

- ・正規雇用労働者については前年度より差が縮小傾向にあり、年齢給・職能給に男女の差異はないが、管理職に占める女性の割合が上昇傾向にあること、また育児休職および育児短時間勤務の制度を利用する職員は男性よりも女性が多いが、男性の育休取得も少しずつ増えてきていることが挙げられる。
- ・非正規雇用労働者については横ばいであり、特殊作業を担うのは女性よりも男性が多く、事務作業を担う非正規雇用職員より基本給や手当を高く設定している場合がある。また、通常の労働者と比べて所定労働時間が短い、もしくは所定労働日数が少ないパートタイム職員の割合が、男性に比べて女性が多いことが挙げられる。